

市議会議員

おのざわ康弘の

活動報告

ひげ通信



2003

No. 2

発行日 03-11 発行責任者 小島治樹 小野澤康弘後援会 川越市吉田 715-16 Tel 049(232)5789 Tel 049(231)4850

中核市になり半年、定例議会にむけて

新議員として二回目の九月議会をむかえました。川越女子高等学校の方々のすばらしい、議場でのコンサートで始まり、数々の議案の審議も終了し、議員としての活動も六ヶ月となりました。第一号の「ひげ通信」を発行させていただきました、私なりの手作りですが、読んでいただいた方々より御意見や感想又は激励をいただいたことにたいへん感謝申し上げます。

さて、第二号の「ひげ通信」は、教育に関する問題と一部地域にかかわる点を中心に議会報告を含め、記載させていただきました。

八月の埼玉県県知事選挙で、土屋県政から上田県政に変わり、県との関係が深い市町村では対応を検討しているところもあると思われまふ。私達の住む川越市では、実際の様な影響が出るのでしょうか。中核市となった川越市は、県の業務を一部移管し、権限と責任と義務が、行政と市民そして議会にも重くのしかかっています。舟橋市長のコメントによれば、**上田県政に変わっても川越には影響はないでしょう**ということをお話されておりましたが、私もあまり変化はないと思います。川越市は中核市になったばかりでもあり、更に業務核都市でもあるからです。

「業務核都市」とは？

東京都に人口や産業が極端に集中することを防ぐ為に、業務や教養文化、レクリエーションなどの都市機能を首都圏の中核的な都市に分散させ、首都圏全体として様々な機能を適正配置する為に整備される都市のことです。「業務核都市」に指定されているという事は、**川越市は、埼玉県西部の中心都市としての位置付けが明確にされている都市**です。



さらに、中核市でもあります。読者の方々は中核市とはどんな市であるかすでに理解されていると思いますが、ここでさらいをします。

「中核市」とは？

全国には三千二百余りの市町村があります。横浜市のように人口が三五〇万人を超える市もあれば、逆に二百人を下回る村まであります。

しかし十三の政令指定都市を除くと持っている事務権限はほとんど同じなのです。

そこで、政令指定都市以外の市で比較的大きな規模や能力を持つ市の事務権限を強化し、住民に身近な行政を住民に身近なところでできるように、平成六年の**地方自治法の改正**で創設されたのが「中核都市」です。

川越市も平成十五年四月一日に中核市となりました。

中核市の要件

- ① 人口が三十万人以上
川越市(三三二、七二一人)
平成一五年九月一日現在
- ② 市の面積が一〇〇平方キロ以上
川越市(一〇九、一六平方キロ)

中核市のメリット

質の高いサービスの提供
福祉、保健衛生、環境、都市計画と市民の皆さんの日常生活に関わりの深い、約二、五〇〇の事務が移譲されたことで、細かく、質の高い市民サービスを市役所から受けることができるのです。(川越市のホームページより)

私達の川越市も中核市となり六ヶ月を経過しましたが、市民の皆さんはどのように感じられますか？

ご意見、ご感想がありましたらお寄せ下さい。

主な議決案件

9月定例議会の主な議案

(九月四日～九月二六日)

四十二案件

・平成十三年度川越市一般会計

歳入歳出決算認定

(平成十三年度決算特別委員会)

・平成十四年度川越市一般、特別、水道事業会計、決算は継続審議

(平成十四年度決算特別委員会)

・他は承認も含め原案可決

主な議決案件

農業集落排水事業処理施設下部工事 請負契約〔原案可決〕

処理施設の進捗を図るため農業排水事業を図るための農業集落排水事業

工事名 鴨田地区の処理施設下部工事

工事場所 川越市大字鴨田1487-1

契約金額 二億二千二百六十万

(指名競争入札)

契約者 榎三上工務所

榎田村工業所

(解説)

今回の農業集落排水は川越市では初めてです。

○農業集落排水施設とは？

「農業排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持ならびに農村生活環境の改善を図り、併せて、公共用水域の水質保全に寄与する施設をいう。農業集落排水施設は浄化槽法に規定される浄化槽の一種である。」といわれています。

種類	内容	根拠法	所管官庁
公共下水道	下水道の代表的なタイプで、市町村が建設し、管理する。	下水道法	国土交通省
流域下水道	公共下水道で集めた下水を受けて処理する為に県が整備、管理する	下水道法	国土交通省
農業集落排水事業	農業用排水の水質保全などを目的とし、農業振興地域に整備する	浄化槽法	農林水産省 外局水産庁
合併処理浄化槽	下水道のない地域などで水質保全を目的として整備する	浄化槽法	環境省
コミュニティプラント	住宅団地等に設置され、水質保全を目的として整備する	廃掃法	環境省

○下水道の種類

排水施設事業といっても所管官庁の違いがあります。

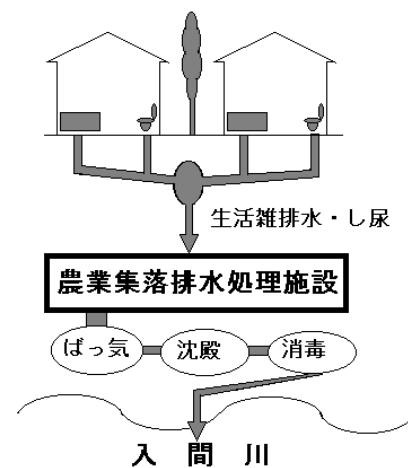
今回の案件でも川越市では農政課と下水課に担当が分かれています。

私が思う今後の課題

今回の農業集落排水事業は農業地域の方々には、たいへん良い事業と思います。又、更に同様の事業が、十六区域で都市計画税をつかつて行う、都市計画事業として下水道工事や道路工事を行っているように、農業地域もきちんとしたまちづくりをして行くことが大切に思います。そして、市街地と農業地域の調和のとれたまちにしてゆくべきであります。その為には新しく改正された都市計画法(三四条第八号の三)の八号の(三)の扱いが重要だと考えます。

都市計画法(三四条第八号の三)とは？

分かりやすくいうと、市町村が、本来市街化を抑制すべき地域(市街化調整区域)に指定されているところを、地域に関するビジョンを住民と共有し、地域の実情を反映したまちづくりを



行うことが出来るように、その「地域」を指定し、規制の緩和を行うことができるまちづくりの法律です。

新しい名前のまちが出来ます。

○藤木町―大字木野目、大字並木、大字南田島の一部

平成十六年二月実施予定

○広谷新町―下広谷の一部、大字五味谷

平成十六年一月実施予定

○かずみ野一丁目～三丁目

〔原案可決〕

大字笠幡、大字安比奈

新田、大字柏原の一部

平成十六年一月実施予定

〔原案可決〕

※郵便物は元の町名でも、数年は届くそうです。

厚生常任委員会での私の質問

農業集落排水事業処理施設下部工事 請負契約

①対象戸数は？ ―四〇八戸

②汚水処理量は？

―五五九立方m/日

③市街化区域の住民は都市計画税を払い、さらに受益者負担金を払って都市計画事業の下水工事を行うが、農業集落排水事業をいれるにあたり、この地域の方々には負担金は発生するの

か？

―三八一、〇〇〇円/戸

行政の情報は市民の共有財産である

私の議会質問

学校教育の現場では、四年前に施行された**学校評議員制度**の採用や、平成十四年に学校週五日制の導入など、地域の役割が重要となつていきます。また、少子化による生徒の減少により、小中高の一貫教育も問われています。またさらに、中核市になった事により教育行政も少しずつ変化しています。このような事から今回は学校を取り巻く諸問題を質問しました。

一般質問

学校を取り巻く諸問題について

おのさわ 学校評議員制度についてお尋ねします。すでに、制度として運営されて数年経過していると思いますが、再確認の為に伺います。一つ目として学校評議員制度というのはそもそもどのような制度なのか？さらに、学校長はこの制度についてどのような認識をもっているのかをお尋ねします。

学校教育部長 本制度は地域住民の、学校運営の参画の仕組みを法的に位置付けたものでございます。

川越市といたしましても校長が学校運営に当たり保護者地域の方々の意見を幅広く聞きこれにより地域や社会に、開かれた学校づくりを一層推進し、学校が家庭や地域と連携、協力しながら特色ある教育活動が展開できる様にと考え、本制度を導入してまいりました。又、学校評議員委員はPTA、青少年団体、自治会、児童福祉、企業、事業所等の幅広い分野から選出することとしております。任命につきましては、学校の推薦により教育委員会が委嘱しております。

さらに、学校の最高責任者である校長が、自らの学校経営、学校運営についてより良い成果を上げる為に大変重要なものにとらえております。しかしながら今までに無かった新しい制度の為、まだ十分に活用が図られていない学校があることも認識しております。

おのさわ 次に、**中高一貫教育の意義**についてどのように認識しているかお尋ねします。
学校教育部長 高校入試の影響を受けずにゆとりある安定的な学校生活を送れる点で意義ある制度と認識しております。

おのさわ 次に**中核市移行に伴う教育の研修**についてお尋ねします。本年4月の中核市移行に伴う学校関係の大きな課題は、教員の研修が県から移管されたことだと思っております。教員の研修が、市独自で行われるようになったことは、地方分権の流れとして、また、地域に密着した教育に期待ができると思われ、評価したいと思えます。

そこでいくつか質問したいと思えます。まず、新たに実施している研修は何か？また、その研修内容はどのようなものですか。
学校教育部長 **中核市移行に伴い**、小中学校の初任者研修、五年次教員研修、十年経験者研修等の国の補助を受け実施する研修や、川越市の特色を生かした研修を市独自で実施しております。

おのさわ **学校評議員制度**について私の認識

しているところでは、学校長の諮問に対して評議員が意見を述べるといふように理解しています。

学校がそれぞれの地域で、地域に密着した特色のある学校づくりを行う為には、日頃から校長や教師一人ひとりが常に、問題意識をもち、学校の様々な問題や課題を地域から選考された学校評議員に諮問することが大切だと私は考えます。



そこで、現在のこの制度をどのように評価しており、今後の取組と運営に対して、教育委員会としては、どのような効果を期待し、この制度を活用して行くのか、教育長の見解をお伺いします。

教育長 導入以前よりも授業や学校行事の公開が進んだこと、学校外での子供の状況が把握できるようになったこと、保護者や地域の方々の学校への要望が把握できたことが成果としてあげられております。

また、学校教育を取り巻く環境が大きく変化しているこのような時代にこそ、各学校長は学校の実態を把握し、課題を明確にし、問題解決の為に自ら率先すると共に、学校は今まで以上に地域の方々への説明責任を果

JR的場駅周辺の整備について

たし、自律的な学校運営をしていかなければなりません。教育委員会といたしましては、学校評議員制度導入の原点に返り各学校長に、学校評議員制度のより具体的な活用方法について今後指導してまいりたいと考えております。

おのさわ 教員の研修の問題ですが、指導力不足の教員に対しての研修も、市で行うのかお尋ねします。

教育長 指導力不足教員の研修につきましては、中核市となりましても、県教育委員会の元での研修と考えております。

東武東上線霞ヶ関駅北口の整備計画も着々と進んでいます。今回は、川越西部の活性化に向けて霞ヶ関駅より、県道一本で続いている、JR川越線の場駅周辺整備について質問致しました。

おのさわ JR的場駅周辺の整備についてお尋ねします。

まず、的場駅の現状についてと、さらに、川越市内の鉄道各駅周辺の整備計画について、どのようになっているか、特に的場駅については、整備計画が存在するかお尋ねします。

まちづくり部長 的場駅の現状につきましては、乗降客数は平成十三年度の一日平均で五、七〇〇人となっております。また、的場駅のアクセスにつきましては、駅前にはバス路線がないことから徒歩や自転車を中心になると考えられます。平成十年度に実施されました調査によりますと、自動車10%、2輪車40%、徒歩50%となっております。

川越市内の各駅の整備計画は、現在、新河岸駅、川越市駅、本川越駅等の整備について検討を重ねているところでございます。又、

的場駅及びその周辺地域につきましては具
体的な整備計画については今のところ策定さ
れておりません。

おのざわ 現在の場駅の改札口が南側にし
がなく、川越線の北側の住宅地からは駅の
東西にある踏切を渡り、南側に出なければ
ならない状況です。

そこでお尋ねします。的場駅に北口を開
設する予定があるか、また、開設に時間が
かかるのであれば、当面先行して跨線橋の整
備をする予定はあるのか？

また、県道からの場駅に通じる道路は、
側溝整備もされていません、この道路の側
溝の整備計画があるかお尋ねします。

まちづくり部長 的場駅の北口開設、又跨
線橋の設置に付きましては、今後の周辺土
地利用の動向を見据えつつ、地域の交通拠点
としての充実を図って参りたいと考えており
ます。

建設部長 ご指摘の道路は、幅員7.4mで確
定されており、整備できる状況にありますの
で、今後地元自治会、関係者等と協議し、早
い時期に整備していきたいと考えております
ので、ご理解を賜わりたいと思います。

おのざわ 私は六月議会の一一般質問で、ま
ちづくりは、行政だけでなく、地域の住民
との協働によって出来るものとの前提で、質
問させていただきました。今回は、的場駅
という限定した地域の問題を取り上げさせ
ていただきましたが、的場駅やお隣の笠幡
駅の周辺整備計画についてもそうですが、こ
れからの地域の計画は、地元住民の参加の
元に作成されることが必要であると考えて
います。その様な観点から市長のご答弁を
お願いします。

市長 埼京線は、八王子まで直通となり、大
変便利になりました。これまでも違った局面
で、地元住民の皆様の意見を十分に聞いて、
将来にむけて駅を作つていかなければいけま
せんので努力していきたいと思っておりますの
で、よろしくお願ひしたいと思います。

川越市政の ここに注目!

私も評価します

市の公平性、透明性を確保する為に!

川越市職員に対する働きかけに関する取扱要綱
(川越市発表)

(目的)

第一条 この要綱は、市行政の執行に関して、常勤の特別職
および川越市管理職手当て支給に関する規則(昭和三十四年
規則第十三号)第二条第一項に規定する職にある職員(以下「職員」とい
う)について、庁内の情報の共有化を図り、確かな事務処理
を目指すと共に、公務員倫理の確立と向上を図ることを目
的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「働きかけ」とは、次に掲げる場合
をいう。ただし、不特定多数の者が傍聴できる公開の場合に
おいて提言、要望等として行われる場合を除く。

- ① 市の方針と著しく異なる場合
- ② 法令により与えられた権限の行使に当たつて、合理的な理由がなく、公正中立な行政執行が困難であると明らかに判断できる場合
- ③ 職員が職務上知り得た情報を漏えいさせようとする場合
- ④ 職員が働きかけを受け入れることによって、公務員としての服務に関する倫理に反する行為になる場合

以上 抜粋

次回の議会

十二月定例議会は
十一月二十八日開会予

是非傍聴にお越し下さい。

ご相談や、ご意見がありましたら、

FAX ○四九一三三二一五七八九 まで



議員だからこそ勉強して
います。



私と同じ会派の同期である、神田寿雄さん、三上喜久蔵さん、関口勇さん、若海保さんと私の五人で交通問題の解決について研究する為に、川越シテイカレッジ(東洋大学環境建設学科の授業である)の交通問題の講義を聴講しています。

地域の様々な環境交通対策について基礎的なことを知らなければ、川越市全体の環境交通対策は考えることが出来ません。五人の中で私がいちばん若いですが、皆さん居眠りすることなく真剣に取り組んでいます。

市議会ワンポイント

請願(せいがん)と陳情(ちんじょう)

● 請願

請願は、憲法16条で国民に認められた権利の一つです。国民が、国や自治体に対し意見や希望を述べることで、自治体への請願については、地方自治法124条、125条で地方議会に対して規定しています。請願をすることが出来る者は、その地域の住民だけでなく、滞在者や外国人もすることが出来ます。

議会に請願をする時には、議員の紹介が必要になります。議会への請願は、議会が閉会中でも受理されます。受理された請願は、議会で審査され、採択、不採択、継続審査等の処理が行われますが、取り下げの場合もあります。採択されても拘束されませんが、住民の皆さんの意見なので、尊重すべきであると思います。

● 陳情

陳情は、国や自治体への要望で、請願のように憲法で規定されてはいません。地方議会に対する陳情については、地方自治法109条に規定がありますが、紹介議員は必要ありません。